

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年6月18日
【事業年度】	第4期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	フォースタートアップス株式会社
【英訳名】	for Startups, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO 志水 雄一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03（6893）0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【電話番号】	03（6893）0650
【事務連絡者氏名】	取締役兼コーポレート本部長 菊池 烈
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	219,081	747,813	1,045,083	1,262,890
経常利益 (千円)	6,390	196,156	274,010	287,797
当期純利益 (千円)	3,442	126,900	192,102	203,096
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-
資本金 (千円)	15,000	15,000	15,000	178,192
発行済株式総数 (株)	600	4,890	4,890	3,137,000
純資産額 (千円)	33,442	161,004	353,109	882,591
総資産額 (千円)	146,898	333,531	576,612	1,130,624
1株当たり純資産額 (円)	55,737.48	54.65	120.12	281.14
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	5,737.48	43.25	65.47	68.96
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	59.83
自己資本比率 (%)	22.8	48.1	61.1	78.0
自己資本利益率 (%)	10.9	131.0	74.9	32.9
株価収益率 (倍)	-	-	-	21.90
配当性向 (%)	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	117,104	258,708	209,827
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	64,138	43,857	48,952
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	661	116	313,725
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	126,782	341,749	816,350
従業員数 (人)	21	41	49	67
(ほか、平均臨時雇用者数)	(3)	(11)	(18)	(16)
株主総利回り (%)	-	-	-	-
(比較指標：-) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)
最高株価 (円)	-	-	-	2,272
最低株価 (円)	-	-	-	1,203

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。

4. 第1期から第3期までの潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場株式であったため、期中平均株価を把握できませんので記載しておりません。

5. 第1期から第3期までの株価収益率については、当社株式は非上場であったため、記載しておりません。

6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。

7. 第2期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人の監査を受けております。なお、第1期については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく三優監査法人の監査を受けておりません。
8. 第1期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、パートタイマーを含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 当社は2016年9月1日設立のため、第1期は、2016年9月1日から2017年3月31日までの7ヶ月間となっております。
11. 当社は、2017年10月5日付で普通株式1株につき8.15株の株式分割を、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第3期の期首から適用しており、第2期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
13. 2020年3月13日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第1期から第4期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。
14. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
なお、2020年3月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

2【沿革】

当社の前身は、株式会社ウィルグループの子会社である株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）において、2013年4月にスタートアップ企業に対する人材支援サービスの提供を目的としてネットジンザイバンク事業部を発足したことに始まります。その後、2016年9月に、業容拡大及び変化の速いスタートアップ企業に対して、より柔軟かつ機動的なサービス提供を行うために、同事業部を会社分割し、株式会社ネットジンザイバンクが設立されました。

当社設立以降の沿革は以下の通りであります。

年月	概要
2016年9月	スタートアップ企業に対する人材支援サービスの提供を目的として株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）のネットジンザイバンク事業部を会社分割し、分割会社を株式会社ネットジンザイバンク（現 当社）（東京都中野区本町）として新設
2018年3月	フォースタートアップス株式会社に商号変更
2018年3月	業務拡張のため、本社を東京都港区六本木一丁目に移転
2018年5月	成長産業領域に特化した統一データベース「STARTUP DB」をリリース
2019年4月	オープンイノベーション（注）の促進を目的としたオープンイノベーションサービスを開始
2019年7月	Crunchbase, Inc.（米国）との業務提携を開始
2020年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

（注）組織内部のイノベーションを促進するために、意図的かつ積極的に内部と外部の技術やアイデア等の資源の流入を活用し、その結果組織内で創出したイノベーションを組織外に展開する市場機会を増やすこと

3【事業の内容】

近年、AI、IoT、ロボット、ビックデータ、ブロックチェーン等、第4次産業革命と呼ばれるデジタル技術の発展を背景に、新産業が創出され、「GAFA（Google Apple Facebook Amazonの総称）」と呼ばれるような巨大新興企業が世界で台頭しつつあります。また、米国・中国を中心に世界では新たな産業やユニコーン企業（注1）が次々と生まれ、国家競争力の確保において新興企業は無視できない存在になっております。

我が国の国際競争力は1990年代初頭には世界1位であったところ、直近の2019年では世界30位まで低下しております（注2）。国際競争力の低下には、様々な要因がありますが、一つの要因としてスタートアップエコシステム（注3）の構築が発展途上であることが挙げられます。グローバル化を勝ち抜く国際的な競争力を有した企業を生み出すには、如何にイノベーションを創出できるかが重要であり、イノベーションの創出にはスタートアップエコシステムの構築・発展が必要不可欠と当社は考えております。

我が国においても、政府の成長戦略においてスタートアップ企業（注4）支援の重要性が叫ばれていることに加え、近年のオープンイノベーション機運の高まりもあり、スタートアップ企業の認知度や存在意義は高まりつつあります。実際に、我が国のベンチャーキャピタル等による投資額は2018年度で2,778億円（注5）と増加傾向にあり、現在我が国においては、第4次スタートアップブームが到来しているといわれております。

しかしながら、企業成長を支える原動力は「人材」であり、イノベーションを担うスタートアップ企業の成長やスタートアップエコシステムの継続的な発展には、人材の確保がなければ成り立ちません。終身雇用と年功序列という日本型人事管理制度は崩れつつあるとはいえ、依然として根強く残存しており、スタートアップ企業への転職は一般的とはいえない状態にあります。

当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、新たな産業を創出することを目指し「タレントエージェンシー」及び「オープンイノベーション」の2つのサービスを展開しており、これらを総称して「成長産業支援」と定義しております。タレントエージェンシーサービスは、主としてスタートアップ企業に対して人材支援サービスを提供しており、オープンイノベーションサービスは主として大手企業に対してスタートアップ企業に関するデータ提供やマッチング支援等のサービスを提供しております。

なお、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていませんが、当社の提供するサービスの内容及びその特徴は以下のとおりであります。

（1）タレントエージェンシーサービス

タレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業に対して人材支援サービスを提供しており、具体的には、人材紹介サービス、採用支援サービス、起業支援サービスに区分されます。それぞれのサービスの内容・特徴は以下のとおりであります。

人材紹介サービス

・サービスの内容

人材紹介サービスは、スタートアップ企業に対して、主として雇用期間の定めのない候補者を紹介し、当該候補者がスタートアップ企業等に入社した時点で、成功報酬としてのコンサルティングフィーを収受しております。また、入社後一定期間経過前に候補者が自己都合退職した場合には、収受した報酬の一定割合を返金しております。

具体的な運営としては、以下のとおりであります。

当社のヒューマンキャピタリスト（注6）がスタートアップ企業から求人情報を獲得し、当該求人内容に合致する候補者を、主として株式会社ビズリーチ等が運営する他社の人材データベースを利用して発掘し、マッチングしております。当社は、スタートアップ企業に人的資源を最適配置することを事業目的としていることから、国内の人材紹介会社の多くが採用する登録型（注7）ではなく、求人ニーズに合致した人材を効率的に発掘できるハンティング型（注8）を採用しております。

・サービスの特徴

特徴1：ベンチャーキャピタル・起業家との連携によるタイムリーな情報キャッチアップ

イノベーションの創出源泉となる新たなテクノロジーは、ガートナー社が公表しているハイブサイクル（注9）に代表されるように移り変わりが激しく、その結果としてスタートアップ企業の人材ニーズも大きく変動します。スタートアップ企業に人的資源を最適配置するには、スタートアップ企業自体だけでなく、成長産業に対する広範かつ深い理解が重要である一方、情報のキャッチアップコストや候補者とのマッチングコストが高いという特徴があると考えております。また、スタートアップ企業は大手企業と比較して平均年収帯域が低い傾向にあるので、当該領域で収益性の向上を図っていくためには、スタートアップ企業に関連した幅広い情報収集力や企業側候補者側双方をマッチングさせる仕組みが必要と考えております。

当社は、当該課題を解決するために、ベンチャーキャピタル（注10）や起業家（注11）と密な連携を行っております。

これは、未公開企業への投資活動を専門に行っているベンチャーキャピタルは、投資背景等のスタートアップ企業に関する客観的な情報を保有しており、起業家は企業の将来的な展望や起業背景等の内面的な情報を保有しているこ

とから、ベンチャーキャピタル及び起業家と緊密な連携を行うことで、スタートアップ企業に関する様々な情報のタイムリーなキャッチアップが可能と当社が判断していることに因ります。

具体的には、独立系大手のベンチャーキャピタルである株式会社グロービス・キャピタル・パートナーズやインキュベイトファンド株式会社等の複数のベンチャーキャピタルと定期的に情報交換を実施するとともに、起業家との勉強会を定期的に開催することで、起業家と当社のヒューマンキャピタリストが直接連携できる仕組みを構築しております。当社は同一のヒューマンキャピタリストがクライアント企業及び候補者を担当する両面型の運営方式を採用しておりますので、当該仕組みによりキャッチアップされた情報がそのまま候補者への高い訴求力へとつながり、結果として採用難易度が高いスタートアップ経営幹部ポジション（CEO、CFO、事業責任者等の経営幹部層）の採用に結びついていると考えております。

特徴2：独自アルゴリズムに基づくSTARTUP DB（スタートアップデータベース）の活用

我が国のスタートアップマーケットの特徴として、スタートアップ企業に関する客観的な情報の不足があると考えております。当社の前身であるネットジンザイバンク事業部は、2015年12月に、STARTUP DB（スタートアップデータベース）（注12）の前身である企業データベースメディア「Cotobe」をリリース後、スタートアップ企業に関する公開情報を継続して収集し、2018年5月に統一データベース「STARTUP DB（スタートアップデータベース）」として無料公開を行っております。

2020年4月末現在では、「STARTUP DB（スタートアップデータベース）」の掲載企業数は12,000社を超え、スタートアップ企業の事業内容のほか、役員情報や資金調達情報、登記簿情報から算出した想定時価総額等を掲載しており、マスコミとも連携してスタートアップ企業に関する情報を積極的に発信しております。

社内においては当該公開情報に加え、上記特徴1にて収集した情報を基に、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当該数値化した情報を整理・序列化し、データベースとして蓄積しております。その上で、特に当社が成長性の高いと考えるスタートアップ企業（以下、有力スタートアップ企業）に対して優先的に人材紹介サービスを提供しております。これは、有力スタートアップ企業は調達資金額も多く、人材ニーズが高いことに加え、有力スタートアップ企業に人的資源を最適配置することが、結果的に次のユニコーン企業を生み出し、新サービスや成長産業の創出につながると当社が考えていることに因ります。社内のヒューマンキャピタリストは、当該データベースへタイムリーにアクセス可能であり、有力スタートアップ企業に優先的に候補者をマッチングできる環境を実現していると考えております。

採用支援サービス

当社は、有力スタートアップ企業をより一層支援するため、採用支援サービスを提供しております。具体的には、当サービスの導入企業に対して、毎月一定数の候補者の提案や、ターゲット人材の設定等のコンサルティングサービス等を提供し、原則として、毎月定額のコンサルティングフィーを収受しております。

起業支援サービス

我が国のスタートアップエコシステムの形成には、起業家数の増加が必要不可欠であると当社では考えており、以下のような起業支援サービスを行っております。

・ベンチャーキャピタルと連携した起業家創出プログラム

ベンチャーキャピタルと提携し、起業家の創出を行っております。具体的には、当社が発掘した起業希望者を提携するベンチャーキャピタルに紹介し、当該ベンチャーキャピタルが相談や起業サポートを行っております。当社が紹介した起業希望者が実際に起業に至った場合には、当社はベンチャーキャピタルから成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行うことを想定したプログラムに取り組んでおります。

・研究機関と連携した起業家創出プログラム

国内の研究機関（大学等）には、高い技術力をベースにした優れたアイデア・人材が多く存在しております。しかしながら、当該アイデアをビジネスとして実行できるケースは多くありません。我が国が誇る優れた技術を成長産業へ成長させるため、大学系ベンチャーキャピタルと連携して経営陣等の人材支援を行うこと等、起業サポートを行っております。当社が支援した経営陣等が実際に起業に至った場合には、当社は研究機関から成功報酬を収受するほか、新設会社に対して継続的な人材支援を行うことを想定したプログラムに取り組んでおります。

(2) オープンイノベーションサービス

オープンイノベーションサービスは、スタートアップ企業への投資活動の活発化を背景に、当社が運営する「STARTUP DB (スタートアップデータベース)」を活用した大企業向けのコンサルティングサービスを提供しております。具体的には、当該データベースを活かしたスタートアップ企業の情報提供(データベース販売やコンサルティング)や、提携対象となるスタートアップ企業のリサーチやマッチングサービスを行っております。

[脚注、用語の説明]

注1. ユニコーン企業

企業価値または時価総額10億ドル以上の未公開企業

2. 出典: IMD World Competitiveness ranking 2019

(IMD: International Institute for Management Development)

3. スタートアップエコシステム

起業家・人材・投資家・大手企業・研究機関・起業風土等の社会的な環境が有機的に連携し、スタートアップ企業が自律的・持続的に創出される環境

4. スタートアップ企業

高い成長性を有し、社会にイノベーションをもたらす企業

5. 出典: 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2019」

6. ヒューマンキャピタリスト

人材(ヒューマンキャピタル)を取り扱う当社のコンサルタント

7. 登録型

求職者の登録媒体を設け、求職者を集めるビジネスモデル

8. ハンティング型

求人情報に合致する人材に対し紹介会社側から接触を図るビジネスモデル

9. ハイブサイクル

世界有数のリサーチ&アドバイザー企業であるガートナー社が公表している、特定の技術の成熟度、採用度、社会への適用度を示す用語

10. ベンチャーキャピタル

成長性の高い未上場企業等に対して投資を行う投資会社

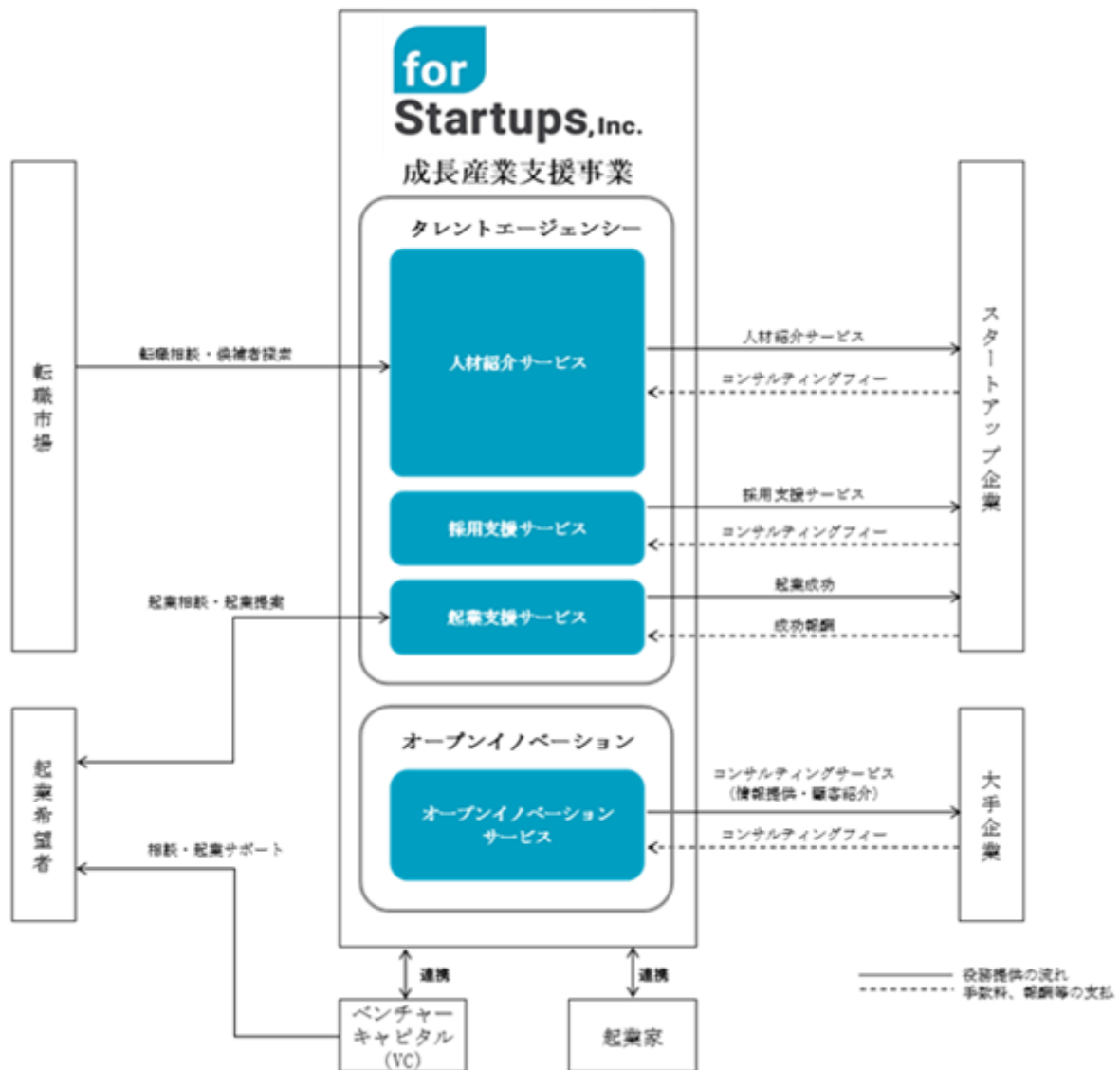
11. 起業家

スタートアップ企業の創業者を含む経営陣

12. STARTUP DB (スタートアップデータベース)

スタートアップ・ベンチャー企業のデータベースと、起業家・投資家の方々のインタビューコンテンツや業界・企業分析等の独自リサーチコンテンツを統合した当社の情報プラットフォーム

当社の事業系統図は以下のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社ウィルグループ (注)2	東京都中野区	2,033	セールスアウトソーシング事業、コールセンターアウトソーシング事業、ファクトリーアウトソーシング事業、海外HR事業	被所有 66.9	当社の親会社 役員の兼任 2名

(注)1. 当社の報告セグメントは成長産業支援事業のみであるため、「主要な事業の内容」欄には、親会社が行う主要な事業を記載しております。

2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
67(16)	31.1	1.71	6,417

当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、本部別に記載しております。

名称	従業員数(人)
タレントエージェンシー本部	49 (0)
アクセラレーション本部	7 (14)
全社(共通)	11 (2)
合計	67 (16)

(注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、タレントエージェンシー本部、アクセラレーション本部以外に所属しているものであります。

4. 従業員が当期中において、18名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社において労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、スタートアップ企業を主として人的資源の側面から支援することで新産業を創出し、社会に貢献してまいります。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、持続的な事業拡大と企業価値向上のため、経営の効率化を図るとともに、売上高及び営業利益を重要指標としてとらえ、各種経営課題への対応を図っております。

(3) 経営環境及び中長期的な経営戦略

・経営環境

近年、海外ではスタートアップ企業が大きな注目を集め、世界的にイノベーションの創出基盤としてのスタートアップ企業に期待が集まっております。我が国においても、「未来投資戦略」においてスタートアップ企業の重要性が提唱され、経済産業省主導による「J-Startup」プログラムの開始や、福岡市が国家戦略特区「グローバル創業・雇用創出特区」に指定される等、国や自治体を挙げたスタートアップ支援策が実施されております。また、徐々にではあるものの、人材がスタートアップ企業に流入するようになり、大手企業によるスタートアップ企業との連携（オープンイノベーション）事例も増加傾向にあります。

以上を背景に、我が国のベンチャーキャピタル等による投資額は2018年度で2,778億円（注1）と増加傾向にあります。スタートアップ企業において、調達資金の多くは人材採用に充当されるケースが多く、当事業年度も当社主力サービスのタレントエージェンシーにとって好環境が続いておりました。足元では新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、CVCを中心としたスタートアップ企業に対する投資意欲が減退する可能性はあるものの、イノベーションの創出基盤としてのスタートアップ企業の存在意義は変わりなく、中長期的には投資金額の増加は継続するものと考えております。

・経営戦略

上記経営環境の中、当社は、主力であるタレントエージェンシーサービスをより一層強化するとともに、オープンイノベーションサービスの拡充により、スタートアップ企業の成長を加速させ、スタートアップ企業を支援する「成長産業支援」のリーディングカンパニーとなることを目指してまいります。具体的な経営戦略については以下のとおりです。

スタートアップエコシステムの形成による自律的成長サイクルの構築

スタートアップエコシステムの形成においては、起業家人材の創出、リスクマネーの供給、優秀人材の確保、大手企業や研究機関の協力、会計・法務・知財等の専門知識のサポート、起業文化の醸成、EXIT環境の整備等が必要と当社は考えております。当社は、このうち、特に「優秀人材の確保」が重要と考えております。

当社は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおり、独自のアルゴリズムを用いて各スタートアップ企業を数値化し、当社が成長性の高いと考えるスタートアップ企業（有力スタートアップ企業）を選定し、優先的に支援サービスを提供する仕組みを構築しております。これは、有力スタートアップ企業に人的資源を最適配置することが、結果的に次のユニコーン企業を生み出し、新産業の創出につながると当社が考えていることに因ります。

当社は、成長性の高い有力スタートアップ企業に対し、経営幹部を中心とした人材をアサインすることで、更なる企業成長を促進し、その結果、更なる需要（人材・サービス）を生み出す、自律的な成長サイクルの構築を目指してまいります。

成長産業の人材支援企業としてのポジショニング確立

売上高の大部分を占めるタレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業向けに人材支援サービスを提供しております。

我が国のスタートアップ企業への投資は増加傾向にありますが、GDP比で0.04%（注2）と諸外国と比較して未だ小さく、人材がスタートアップ企業へ流入する潮流も未だ発展途上であることから、当社が属するマーケットは成長余地が大きいと認識しております。スタートアップ企業の調達資金の多くが人材採用に充てられることから、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載した特徴の強化と、サービスクオリティのより一層の向上を図り、成長産業の人材支援企業としてのポジショニングの確立に努め、タレントエージェンシー・オープンイノベーションの両サービスの今後の収益機会の拡大を目指してまいります。

持続的な競争優位の確保

当社は、事業運営を通じて、スタートアップ企業に関する定量・定性情報を蓄積しているほか、多数の経営幹部の支援によるノウハウを蓄積しております。当該情報やノウハウは、独自アルゴリズムを用いた「数値化されたスタートアップ企業情報」として可視化され、タレントエージェンシー・オープンイノベーション両サービスの競争優位の源泉となっております。スタートアップ業界は日々目まぐるしく変化していることから、一般的に情報が陳腐化しやすく、参入障壁が低い人材紹介やコンサルティングビジネスにおいて障壁として有効に機能するものと考えております。今後も、独自アルゴリズムの強化やベンチャーキャピタル・起業家とのより緊密な連携により、当該競争優位性の維持・確保に努めてまいります。

オペレーションの改革による生産性向上（タレントエージェンシーサービス）

タレントエージェンシーサービスにおいて当社は、同一のヒューマンキャピタリストがクライアント企業及び候補者を担当する両面型の運営方式を採用しております。両面型には、採用スピード向上といったメリットがある一方、業務管理プロセスにおいて、一定の工数が生じる等のデメリットも存在します。当社は、自社でエンジニアを抱え、当該プロセスの継続的な改善活動を実行することで、中長期的な生産性向上を図ってまいります。

バリューを体現した人材採用及び育成

当社の運営するタレントエージェンシー及びオープンイノベーション両サービスの最も重要な資産は「人」であり、企業成長には人材成長が欠かせないと認識しております。当社は、経営ビジョンである「for Startups」を実現するために、従業員の目指すべきバリュー（価値観）として、以下の3つを重視しております。

- ・「Startups First」

全ては日本の成長のために。スタートアップのために。

スタートアップス = 『進化の中心』にいることを選択する挑戦者達

- ・「Be a Talent」

スタートアップスの最たる友人であり、パートナーであり、自らも最たる挑戦者たれ。そして、自らの生き様を社会に発信せよ。

- ・「The Team」

成長産業支援という業は、Teamでしか成し得られない。仲間のプロデュースが、日本を、スタートアップスを熱くする。

当社は、当該バリューを体現した「強い個人」を一人でも多く輩出することが、組織成長に寄与すると考えていることから、従業員に対し、社内外において様々な成長機会の提供を行っております。今後も、社内外での様々な教育研修機会の提供を通じて、人材の採用・育成を強化してまいります。

コアコンピタンスを活用した事業領域の拡大

当社は、創業以来一貫してスタートアップ企業のサポートに特化した事業運営をしており、当該事業アセットを活用し、事業領域の拡大を図ってまいります。

- ・タレントデータベースを活かしたビジネスの多角的展開

当社は、成約情報を含めた様々な人材に関する情報を蓄積しております。当社が保有するタレントデータベース（人材データベース）を活かし、様々なニーズに対応した支援サービスを展開してまいります。

- ・データベースを活かした収益機会の拡大

我が国のスタートアップマーケットに関する情報は網羅的に一元化されていないことが課題と当社は考えております。当社が運営する「STARTUP DB（スタートアップデータベース）」はスタートアップ企業に関するデータベースとして12,000社(2020年4月末現在)以上を収録しているほか、独自のアルゴリズムを背景に「数値化されたスタートアップ企業情報」を有しております。当社が有するタレントデータベースとスタートアップデータベースの双方を活かし、収益機会の拡大を図ってまいります。

- ・当社ブランドの確立による収益機会の拡大

当社は、成長産業支援を事業目標としており、当社とスタートアップ企業、ベンチャーキャピタル、大企業、大学・研究機関、政府・自治体、メディア、専門組織等との連携を強めていくことで、スタートアップエコシステムの中心的存在になることを目指しております。成長産業支援の中核的企業としてのブランドを確立させ、収益機会の拡大を図ってまいります。

(注) 1. 出典：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2019」
2. 出典：ベンチャーチャレンジ2020「我が国ベンチャーを巡る課題と今後の対応の方向性」

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社の対処すべき課題としては、既存事業の拡大、収益性の向上、内部管理体制の整備が重要であると認識しております。

サービスの認知度向上

当社は、創業以来、マスメディアを活用した広報活動は行っておらず、スタートアップ向けのイベント等のターゲットを絞った広報活動のみ実施してまいりました。一方で、当社の経営ビジョンである「for Startups」や、スタートアップエコシステムの形成、各サービスの継続的な高成長を実現するためには、タレントエージェンシー・オープンイノベーション両サービスともに、サービスの認知度向上が必要不可欠であると考えております。今後、費用対効果を慎重に検討した上で、より幅広い広告宣伝活動を検討してまいります。

優秀人材の確保

日々目まぐるしく変化するスタートアップ業界において、顧客満足度を高めるには優秀人材の確保が欠かせないものとなっております。また、当社の成長に応じた組織体系の強化により、タレントエージェンシーサービスにおけるヒューマンキャピタリストのみならずエンジニアや高いスキルを有したトップタレント等の幅広い分野での人材の確保が課題と考えております。継続的に人材採用をするためにEVP（Employee Value Propositionの略。企業が従業員へ提供できる価値）を拡充させつつ、社内外の教育研修を通じた育成により当該課題に対応してまいります。

タレントエージェンシーサービスにおける生産性の向上

タレントエージェンシーサービスの売上規模の拡大には、ヒューマンキャピタリストの増員のほか、一人当たりの生産性向上も必要であります。社員間のコミュニケーションの活性化や教育研修といった人材育成施策のほか、社内業務管理システムの機能強化や業務プロセスの改革による業務効率の改善を通じて、更なる生産性の向上に対応してまいります。

スタートアップエコシステム形成へ向けた外部パートナーとの連携（オープンイノベーションサービス）

当社が持続的に成長するためには、スタートアップエコシステムの形成が必要不可欠であります。オープンイノベーションサービスの業容拡大に向け、ベンチャーキャピタルや大手企業、プロフェッショナルファーム等と提携し、新サービスの開発を図ってまいります。

内部管理体制の強化

当社は、ビジネス上、個人情報や企業情報を含め、機密性の高い情報を有しております。定期的な社内教育の実施や管理体制の強化に取り組んでおりますが、内部統制の整備と実効性ある運用を通じて、組織の健全なる発展に努めてまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性のあるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 事業環境に関するリスク

市場環境について

当社が運営しているタレントエージェンシー・オープンイノベーションの両サービスは国内のスタートアップ企業向けサービスまたはそれに関連したサービスを提供しており、潜在的に国内におけるスタートアップ企業の企業動向・求人需要等に影響を受けております。特に、当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、スタートアップ企業の求人ニーズに影響を受ける可能性があり、昨今の新型コロナウイルス流行に起因する国内外の経済情勢や景気動向の悪化等により、スタートアップ企業数やスタートアップ企業に対する資金供給が著しく減少した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの感染拡大における影響について

当社は、疫病が蔓延した場合であっても、時差出勤や在宅勤務等により柔軟に事業を継続できる体制を整えております。しかしながら、先行き不透明な状況からクライアントにおける採用ニーズが低下しており、これに伴う受注高の一時的な減少の影響が出ております。提出日現在では採用ニーズに回復の兆しが見えておりますが、今後、事態がさらに深刻化、長期化した場合には、タレントエージェンシーサービスの業績に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、「有料職業紹介事業」に該当しております。「有料職業紹介事業」は許可事業ではあるものの、参入障壁が低く各分野にて多数の同業他社が存在し、厚生労働省の調査によれば、有料職業紹介事業の民間職業紹介事業所数は近年増加傾向にあります。当社は、既存の人材紹介サービスの多くを占める総合人材紹介型や業界特化型、広告型とは異なり、スタートアップ企業に特化したサービスを展開しておりますが、今後、同業他社が同様のサービスを展開し、競争が激化した場合等、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容に関するリスク

株式会社ビズリーチとの関係について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、自社媒体を有して求職者を確保する登録型ではなく、他社が運営する媒体を利用して求職者を確保するハンティング型を採用しております。本書提出日現在において、株式会社ビズリーチが運営する「ビズリーチ」経由での取引が高い比率を占めております（当事業年度における売上高のうち、「ビズリーチ」経由での売上高は全体の50.9%を占めております）。当社は、今後も同社との良好な関係を保ちつつ取引を行うことに加え、複数媒体の利用推進によるリスク低減を図っておりますが、将来的に同社との取引関係において変化が生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

紹介者の自己都合退職について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスでは、求人企業に候補者が入社後、一定期間内に自己都合退職した場合には成功報酬の一部を返金する契約を締結し、サービスを提供しております。当社は、クライアント企業との綿密な連携により、採用のミスマッチを防止する施策をとっておりますが、何らかの理由により、早期自己都合退職者が増加した場合には、収受した報酬の返金が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスは、職業安定法に基づき、「有料職業紹介事業」として厚生労働大臣から許可を受けております。当該許可は5年毎の更新が必要なほか、職業安定法第32条の9に欠格事由が定められております。本書提出日現在において、当社は欠格事由（法人であって、その役員のうち禁固以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの等に該当する者がある、届け出違反等）に該当しておりませんが、将来的に職業安定法第32条の9に定められた欠格事項等に該当した場合には、許可の取り消し、業務停止命令または業務改善命令の対象となるおそれがあります。その場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社の許可番号及び許可期間は以下のとおりです。

許可番号	13-ユ-307946
許可期間	2019年9月1日～2024年8月31日

個人情報保護について

当社の主力サービスであるタレントエージェンシーサービスでは、多数の個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。当社は、個人情報の管理徹底を図るべく、「個人情報等管理規程」を制定するとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得し、プライバシーマークの運用規定に準拠し、社内教育の徹底を図っております。このような取り組みにもかかわらず、外部からの不正アクセスや、当社役職員の故意または過失により個人情報が流出した場合には、当社への損害賠償請求やブランド価値の毀損、社会的信用力の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 組織体制に関するリスク

特定経営者への依存について

当社の代表取締役社長である志水雄一郎は、当社の前身である株式会社セントメディア（現 株式会社ウィルオブ・ワーク）のネットジンザイバンク事業部において事業部長を務め、分社化以降も継続して代表取締役を務めております。同氏は、個人としても当社のトップヘッドハンターであり、タレントエージェンシーサービスにおける人材紹介売上高のうち、一定の売上高を占めているほか、当社の経営方針やブランディングにおいて重要な役割を果たしております。当社は、同氏に過度に依存しないよう、人員体制や権限委譲等の経営組織の強化等を適切に図っておりますが、今後、何らかの理由により、同氏の業務執行が困難な状況となった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保及び育成について

当社事業のさらなる拡大及び企業価値の継続的な向上のためには、人材の確保や人材育成が重要と認識しております。特にタレントエージェンシーサービスにおいては人材の確保が必要不可欠であるとともに、期待通りの効果を発揮するまでに、一定の育成期間を要することがあります。当社は、全社を挙げて人材採用・育成に取り組んでおりますが、当社が求める人材が適時適切に確保されなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、企業価値を継続的に向上させていくためには、適切な内部管理体制の構築が必要不可欠と判断しておりますが、当社は、設立からまだ間もなく、未だ発展途上にあると認識しております。内部統制システムの適切な整備・運用に努めておりますが、今後、事業の急激な拡大に応じた内部管理体制の整備・運用が行われなかった場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 親会社に関するリスク

親会社が株主総会の決議事項に関する支配権または重大な影響力を有することについて

当事業年度末現在において、当社発行済株式総数のうち66.9%は株式会社ウィルグループが保有しております。従って、当社取締役の選任・解任、合併その他組織再編の承認、重要な事業の譲渡、当社定款の変更及び剰余金の配当等の基本的事項決定権または拒否権に関して、他株主の意向にかかわらず株式会社ウィルグループが影響を与える可能性があります。なお、当社が株式会社ウィルグループに対し事前承認を必要とする事項はなく、当社は独自に経営の意思決定を行っております。

役員の兼任について

当社の役員（取締役7名、監査役3名）のうち、大原茂氏は株式会社ウィルグループ及びその主要な子会社の代表取締役を、澤田静華氏は株式会社ウィルグループ及びその主要な子会社の監査役を兼任しております。これは、当社の主力サービスであるタレントエージェンシーは、人材ビジネスであり、長年人材ビジネスを営んできた株式会社ウィルグループにおける両氏の経営・監査に係る知見を当社の経営体制強化に活かすことを目的としていることに因ります。

取引関係について

本書提出日現在において、株式会社ウィルグループ及びその子会社との継続的な取引はなく、今後も実行する予定はありませんが、関連当事者との取引については、当該取引の経済合理性について社内規程に定められた承認を得ることとし、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

人材ビジネスにおける関係について

株式会社ウィルグループと当社は「人材ビジネス」という広義のビジネス領域では共通しますが、株式会社ウィルグループは派遣ビジネスを主要事業としており、有料職業紹介事業を行っている他のグループ会社は、製造業やセールスアシスタント等の業界・職種に特化したビジネスモデルで、当社のようにスタートアップ企業を対象にした有料職業紹介事業を営む会社はなく、競合関係はありません。しかし、今後、当社の経営方針及び事業展開を変更した場合、または、株式会社ウィルグループまたはその子会社が経営方針及び事業展開を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、我が国の成長産業支援の中心的な役割を担うためには、知名度や社会的信用度のより一層の向上を図り、スタートアップマーケットにおける人材支援企業の中心的存在としてのポジショニングを確立させる必要があると考えており、そのために上場を選択しております。

(5) その他のリスク

訴訟について

当社は、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社の事業運営上、提供サービスの不備や個人情報・機密情報の漏洩、契約違反等により、訴訟を提起された場合には、当社ブランドの毀損や社会的信用力の低下により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

情報システムについて

当社の事業運営上、情報ネットワークやコンピューターシステムを多岐にわたり利用しており、データベースはクラウド上に保存しております。災害・事故等によるネットワーク障害やサーバーダウン等のシステム障害、第三者による不正アクセスが生じた場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値希薄化について

当社は、当社役員に対して業績向上に対するインセンティブ付与を目的として、新株予約権方式によるストックオプションを付与しております。当事業年度末現在、これらの新株予約権による潜在株式数は、525,000株であり、発行済株式総数に潜在株式数を加えた合計の3,662,000株の14.3%に相当しております。これらの新株予約権の行使が行われた場合は、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

配当政策について

当社は、設立以降、配当実績がありません。株主に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけておりますが、財務体質の強化に加えて、事業拡大、収益力強化のための必要投資に充当し、企業価値を向上させることが当面の課題と考えております。現時点において、配当の実施及びその実施時期等については未定であります。将来的には、経営成績、財政状態及び内部留保とのバランス等を統合的に勘案しながら配当の実施を目指していく方針であります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における資産合計は1,130,624千円となり、前事業年度末に比べ554,011千円増加しました。これは、主として新株発行や売上高の増加に伴う現金及び預金の増加474,600千円、投資有価証券の増加39,203千円によるものであります。

（負債）

当事業年度末における負債合計は248,032千円となり、前事業年度末に比べ24,529千円増加しました。これは、主として未払金が10,648千円、賞与引当金が26,761千円増加した一方で、未払法人税等が16,409千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当事業年度末における純資産合計は882,591千円となり、前事業年度末に比べ529,482千円増加しました。これは、主として新株の発行等による資本金163,192千円、資本剰余金163,192千円の増加の他、当期純利益203,096千円を計上したことによる利益剰余金の増加によるものです。

経営成績の状況

（全般的概況）

当事業年度におけるわが国経済は、堅調な雇用・所得環境を背景に個人消費は底堅く推移し、企業業績においても回復の兆しが見えていたものの、通商問題を巡る景気減速懸念や、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響への懸念など、先行き不透明な状況が続いております。

わが国では、政府の「未来投資戦略」においてイノベーションの創出基盤としてのスタートアップ企業の重要性が提唱される等、国や自治体を挙げた支援策が実施されつつあるほか、スタートアップ企業への投資額も2018年度で2,778億円（出典：一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャー白書2019」）と高水準を維持しております。

このような環境のもと、当社は主力であるタレントエージェンシーサービスの業容拡大に向け、ヒューマンキャピタリストの採用及び育成強化や、生産性向上のためのシステム開発への投資等の施策を実行してまいりました。

各項目ごとの経営成績の状況は以下のとおりです。

（売上高）

当事業年度の売上高は1,262,890千円（前年同期比20.8%増）となりました。これは、主としてタレントエージェンシーサービスにおけるヒューマンキャピタリストの採用強化や生産性向上施策による取引数の増加に加え、採用支援サービスの売上増加によるものであります。

（売上原価、売上総利益）

当事業年度の売上原価は184,260千円（前年同期比3.8%増）となりました。これは、主としてタレントエージェンシーサービスの売上高増加による媒体手数料の増加によるものであります。一方で、採用支援サービスの売上増加に加え、利用媒体の多角化や媒体以外の流入経路の開拓が進み、売上原価率は前年同期の17.0%から14.6%に改善しております。この結果、売上総利益は1,078,629千円（前年同期比24.3%増）となりました。

（販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益）

当事業年度の販売費及び一般管理費は769,841千円（前年同期比29.1%増）となりました。これは、主としてタレントエージェンシー部門の採用強化に伴う業容拡大により、人件費が増加したことによるものであります。この結果、営業利益は、308,787千円（前年同期比13.7%増）となり、経常利益は287,797千円（前年同期比5.0%増）となりました。

（当期純利益）

当事業年度における当期純利益は、203,096千円（前年同期比5.7%増）となりました。

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりませんが、サービス別の経営成績は次のとおりであります。なお、オープンイノベーションサービスは、2019年4月よりサービスを開始したため、前事業年度については記載しておりません。

・タレントエージェンシーサービス

タレントエージェンシーサービスはスタートアップ企業向けに人材支援サービスを提供しております。当事業年度においては、更なる業容拡大のため、ヒューマンキャピタリストの採用及び育成強化を主軸として、競争優位であるベンチャーキャピタル/起業家との連携をより一層図るための営業強化、有力スタートアップ企業へのより一層の支援集中を図りました。また、前事業年度より「人材紹介サービス」に加えて、原則として毎月定額報酬を収受し、採用支援を実施する「採用支援サービス」を開始しました。

「採用支援サービス」は、特に採用ニーズの強いクライアントからの受注が好調に推移した結果、売上高が大きく増加しました。「人材紹介サービス」においては、有力スタートアップ企業への支援強化に伴い、取引数・平均単価ともに増加上昇し売上高が増加しました。以上により、売上高は1,236,818千円（前年同期比18.3%増）、売上総利益は1,058,151千円（前年同期比22.0%増）と増収増益となりました。

タレントエージェンシーサービスの業績推移は下表のとおりです。

（単位：千円）

期間	売上高	
	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
人材紹介サービス	988,488	1,091,332
採用支援サービス	55,494	145,486
その他	1,100	-
合計	1,045,083	1,236,818

- （注）1．その他はタレントエージェンシーサービスに付随した人事紹介・採用支援サービス以外の売上高であります。
- 2．起業支援サービスは少額のため、人材紹介サービスに含めております。
- 3．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

タレントエージェンシーサービス全体のKPI（主要な業績評価指標）として、当社が経営管理上、重視しているものは以下のとおりです。

期間	前事業年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当事業年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
人材紹介取引数（人）	385	432
人材紹介平均単価（千円）	2,573	2,575

- （注）1．人材紹介取引数は、特定期間における人材紹介数であり、業務委託契約を除いております。紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、当該返金対象取引も取引数に含めております。
- 2．人材紹介平均単価は、特定期間における売上計上対象となった経営管理上の人材紹介売上高（業務委託契約を除く）を上記の人材紹介取引数で除した数値です。紹介した候補者が入社後一定期間内（早期）に自己都合退職した場合には紹介企業から収受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金しますが、上記の経営管理上の人材紹介売上高では当該返金額を控除せず、集計しております。

・オープンイノベーションサービス

2019年4月よりオープンイノベーションサービスを開始しております。当事業年度においては、オープンイノベーションサービスサービスの業容拡大のため、主として大手企業に対する営業強化に取り組みました。その結果、受注は堅調に推移し、売上高は26,071千円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、税引前当期純利益287,440千円の獲得や株式の発行による312,925千円の収入等により、前事業年度末に比べ474,600千円増加し、当事業年度末には816,350千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は209,827千円（前事業年度は258,708千円の収入）となりました。これは主として、税引前当期純利益287,440千円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は48,952千円（前事業年度は43,857千円の使用）となりました。これは主として、本社移転に伴う有形固定資産の取得による支出8,452千円、投資有価証券の取得による支出40,500千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は313,725千円（前事業年度は116千円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入312,925千円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。また、受注から役務提供完了までの期間が短いため、受注実績に関する記載は省略しております。

当事業年度の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載をしております。

サービスの名称	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比(%)
タレントエージェンシーサービス(千円)	1,236,818	118.3
オープンイノベーションサービス(千円)	26,071	-
合計(千円)	1,262,890	120.8

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社メルカリ	108,276	10.4	-	-
株式会社オクト	-	-	129,702	10.3

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 株式会社オクトは2020年5月13日、株式会社アンドパッドに社名変更しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。当社の財務諸表の作成にあたって採用する重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営成績等の状況に関する分析・検討内容については、「(1)経営成績等の状況の概要」に含めて記載しております。また、経営成績等に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」に含めて記載しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (2)経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」をご参照ください。当社では売上高及び営業利益を重要な指標としております。

当事業年度における売上高は前事業年度と比べて217,806千円増加し、1,262,890千円(前事業年度比20.8%増)となりました。また、営業利益は前事業年度に比べて32,271千円増加し、308,787千円(前事業年度比13.7%増)となりました。引き続きこれらの指標について増加するよう取り組んでまいります。

資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要は、事業規模の拡大に伴う人件費や営業管理システムの機能拡充に伴うシステム投資資金等があります。当社は、事業運営上必要な資金の流動性と財源を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は自己資金及び金融機関からの借入及び必要に応じてエクイティファイナンスによる資金調達を中心に考えております。

4【経営上の重要な契約等】

求職者向けプラットフォーム運営事業者との契約

当社は、求職者獲得のため、複数のプラットフォーム運営事業者のサービス利用約款に同意して各事業者のサービスを利用しており、そのうち主要な事業者との契約を記載しております。

相手方の名称	国名	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社ビズリーチ	日本	サービス利用約款	株式会社ビズリーチが運営するハイクラス人材データベース、各種サービスの利用に関する規約	2016年9月1日～ 2016年12月31日 (以降6か月契約)

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資の総額は7,393千円となりました。主な内容は、本社機能強化に伴う内装工事や設備費用であります。なお、重要な設備の除却、売却等はありません。また、当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物	工具、器具及び備品	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備	27,478	5,370	32,849	67(16)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 3. 本社建物を賃借しております。年間賃借料は58,288千円であります。
 4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
 5. 当社は成長産業支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,000,000
計	11,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年6月18日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	3,137,000	3,170,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。
計	3,137,000	3,170,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により、発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権	
決議年月日	2017年9月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社使用人 24(注)7
新株予約権の数(個)	783(728)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 469,800(436,800)(注)2(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234(注)3(注)6
新株予約権の行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 234 資本組入額 117(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	<p>1個を分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を()内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき599円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4. に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 当社使用人から取締役の就退任及び付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社使用人13名となっております。

第2回新株予約権	
決議年月日	2018年6月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 22(注)7
新株予約権の数(個)	50(49)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,000(29,400)(注)2(注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	234(注)3(注)6
新株予約権の行使期間	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 237 資本組入額 119(注)4(注)6
新株予約権の行使の条件	<p>1個を分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2020年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を()内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき1,935円で有償発行しております。

2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。

3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記4.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 付与対象者の退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社使用人18名となっております。

第3回新株予約権	
決議年月日	2019年4月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 15(注)7
新株予約権の数(個)	42
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 25,200(注)2 (注)6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	250(注)3 (注)6
新株予約権の行使期間	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 253 資本組入額 127(注)4 (注)6
新株予約権の行使の条件	<p>1個を分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先、業務委託先、当社関連会社の取締役、監査役、従業員、顧問、協力先及び業務委託先その他これに準ずる地位(以下、「権利行使資格」という。)を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、またはその他権利行使資格を喪失した場合で当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>当社の株式がいずれかの金融商品取引所への上場が承認されるまでの期間は、新株予約権者は新株予約権を行使することはできない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る内容を省略しております。

- (注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき2,340円で有償発行しております。
2. 本新株予約権1個につき目的となる株式数は、600株であります。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率
- また、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、切り捨てる。
3. 割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合には、当社は、組織再編行為の効力発生日に、新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数それぞれをそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、本項(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から同「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 上記4.に準じて決定する。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による本新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 2019年10月16日開催の取締役会決議により、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。ただし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げております。
7. 当社使用人から取締役の就任により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役1名、当社使用人14名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2016年9月1日 (注)1	600	600	15,000	15,000	15,000	15,000
2017年10月5日 (注)2	4,290	4,890	-	15,000	-	15,000
2019年11月5日 (注)3	2,929,110	2,934,000	-	15,000	-	15,000
2020年3月12日 (注)4	200,000	3,134,000	162,840	177,840	162,840	177,840
2020年3月13日～ 2020年3月31日 (注)5	3,000	3,137,000	352	178,192	352	178,192

(注)1. 会社設立

発行価格 1株につき50,000円 資本組入額 1株につき25,000円

割当先 株式会社ウィルグループ

2. 株式分割(1:8.15)によるものであります。

3. 株式分割(1:600)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,770円

引受価額 1,628.40円

資本組入額 814.20円

払込金総額 325,680千円

5. 新株予約権の行使によるものであります。

6. 2020年4月1日から5月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が33,000株、資本金及び資本準備金の額がそれぞれ3,877千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	5	14	45	10	2	1,475	1,551	-
所有株式数 (単元)	-	1,718	657	21,228	139	5	7,621	31,368	200
所有株式数 の割合 (%)	-	5.48	2.09	67.67	0.44	0.02	24.30	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ウィルグループ	東京都中野区本町一丁目32番2号	2,099,400	66.92
志水 雄一郎	東京都港区	234,600	7.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	150,400	4.79
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	26,000	0.82
薬師神 徹	愛知県宇和島市	23,200	0.73
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	14,700	0.46
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワーZ棟	14,100	0.44
フォースタートアップス従業員持株会	東京都港区六本木一丁目6番1号	13,300	0.42
田島 俊明	東京都稲城市	12,200	0.38
最上 剛	宮城県仙台市泉区	10,000	0.31
計	-	2,597,900	82.81

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,136,800	31,368	株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	-	-
発行済株式総数	3,137,000	-	-
総株主の議決権	-	31,368	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以降、配当は実施しておりません。

配当実施時期や配当回数等につきましては現在のところ未定であります。今後につきましては、経営成績、財務状態、内部留保とのバランス等を総合的に勘案し検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、事業拡張のための人材採用やシステムの改修、投資等を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当事業年度の配当につきましては、財務体質の強化と事業の継続的な拡大発展のための内部留保の充実を図るため、配当を実施しておりません。

当社は、剰余金の配当を行う場合は、毎年3月31日を基準日とする期末配当の年1回を基本方針としており、また、毎年9月30日を基準日とする中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

このほか、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社では、世界で勝てる成長産業・成長企業を日本から生み出すために、「for Startups」という経営ビジョンを掲げております。この経営理念に基づいて、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、ユーザー、クライアント、株主、従業員、取引先、社会等のステークホルダーに対する社会的責任を果たすため、経営のさらなる効率化と透明性の向上、業務執行の監督機能の強化等のコーポレート・ガバナンスを重視しております。このため、株主総会、取締役会及び監査役会並びに経営会議等の各機関の運営を徹底するほか、内部統制システムの整備・運用を充実させることによって、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとともに、株主、投資家の皆様に公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

(親会社からの独立性の確保について)

当社の親会社である株式会社ウィルグループは、当社の議決権の66.9%を有する支配株主であります。当社は、「for Startups」という経営ビジョンを掲げ、成長産業をより一層支援するために、当社自らが上場会社となり、より効率的かつ透明性のある経営システムを構築しております。

一方で、当社の親会社である株式会社ウィルグループは、上場子会社としての部分最適を認めながらも、グループ全体としての企業価値の最大化の観点から、当社株式の過半数を継続して所有する方針であると伺っております。

このような状況の中、本書提出日現在、取締役7名のうち親会社出身者の取締役を1名のみ選任しております。また、当社の営業取引において親会社等のグループ会社との取引はありませんが、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしており、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

以上により、一般株主の保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、当社は、現在の体制が適切であると考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ)企業統治の体制の概要

当社は、取締役会、経営会議、監査役会を設置すると共に、内部監査担当者を選任しております。また、業務執行の効率化の実現を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治体制を採用しております。

・取締役会

取締役会は、代表取締役社長志水雄一郎を議長に、取締役7名(取締役兼コーポレート本部長菊池烈、取締役兼タレントエージェンシー本部長恒田有希子、取締役兼アクセラレーション本部長清水和彦、取締役大原茂、社外取締役藤太郎、社外取締役堀内雅生)で構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針、業務の意思決定のほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。また、当社では、経営陣による迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、原則として月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役会規程において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めております。

・監査役会

監査役会は、常勤社外監査役志磨純子を議長に、監査役3名(社外監査役秋元芳央、監査役澤田静華)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査役相互の情報共有を図っております。なお、各監査役は、取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務遂行を監督するとともに、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。また、監査役会は、内部監査担当者や会計監査人とも連携し、効率のかつ効果的な監査を実施しております。

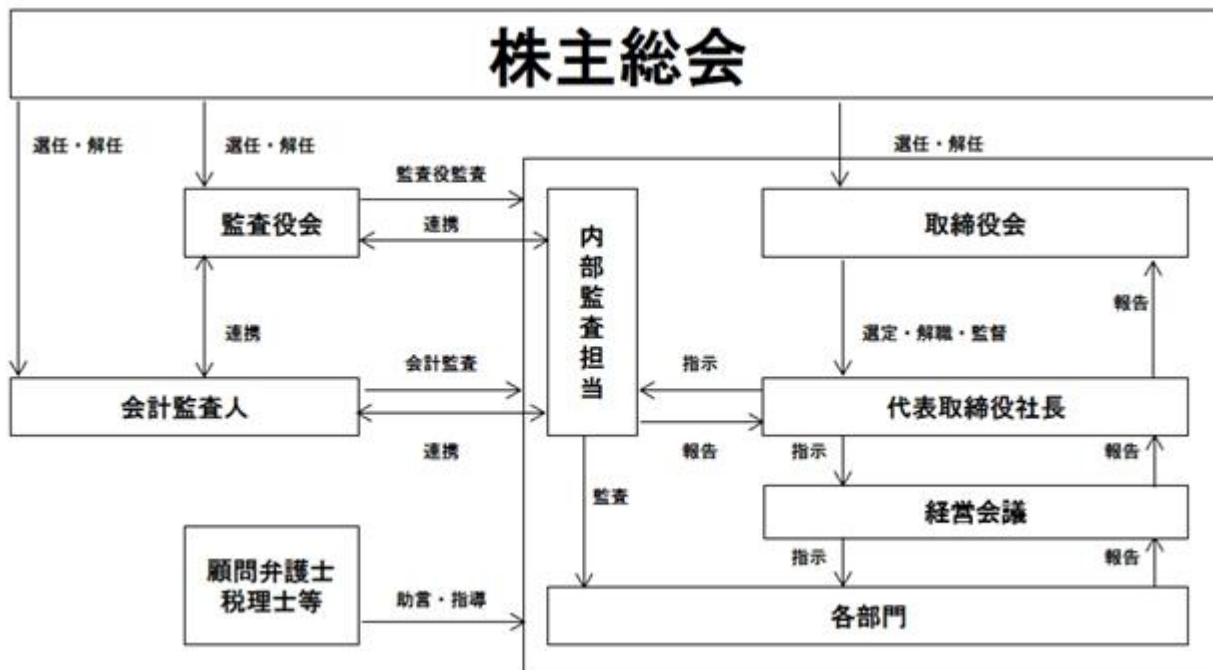
・経営会議

経営会議は、代表取締役社長志水雄一郎を議長に、7名(取締役兼コーポレート本部長菊池烈、取締役兼タレントエージェンシー本部長恒田有希子、取締役兼アクセラレーション本部長清水和彦、常勤社外監査役志磨純子、執行役員六丸直樹、執行役員戸村憲史)で構成されております。経営会議は原則として週1回開催しており、各部門の業務執行状況の報告、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する協議、決定を行っております。

・執行役員制度

当社は、戦略的意思決定・監督機能を取締役の役割とする一方、日常的な業務執行の権限・責任を執行役員に与えることで、双方の機能を強化することを狙いとして、執行役員制度を導入しており、2名の執行役員がその職務を担っています。執行役員は取締役会により選任され、定められた分担に従い業務執行を行っております。執行役員の任期は1年となっております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス及び内部監査体制の概要は以下のとおりです。



ロ) 上記体制を採用する理由

当社は、自社の規模を勘案し、迅速な意思決定及び効果的な内部牽制の両立を図るのに有効であると判断し、当該体制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2018年9月14日開催の取締役会にて「内部統制システムに関する基本方針」を定めており、当該基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりであります。

イ) 内部統制システムの整備に関する基本方針

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の推進を図っております。
- ・コンプライアンス責任者である代表取締役社長を委員長とし、取締役等で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の企画・運営等に関する重要事項を審議しております。
- ・内部通報窓口を設け、当社役職員等が内部統制や法令に違反する問題を発見した場合に、迅速に当社のコンプライアンス所管部署に情報伝達する体制を構築・運用しております。
- ・内部監査担当者を選任し、業務の有効性、財務報告等の信頼性、コンプライアンスの観点から、内部統制の整備・運用状況を検証するとともに、その改善に向けて助言・提言を行っております。
- ・インサイダー取引については、「インサイダー取引防止規程」を定め、防止しております。
- ・重要事実に係る情報管理については、「適時開示規程」を定め、情報の適時、公正かつ公平な開示を図っております。
- ・コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施しております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

- ・取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報並びにコンプライアンスに関する情報等、取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に従って、文書または電磁的媒体に記録、保存または廃棄しております。
- ・取締役または監査役から閲覧の要請があった場合に閲覧が可能である方法で保存しております。

(c) 損失の危険の管理に関する体制

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、その他の会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針であります。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、取締役の職務執行が効率的にかつ適正に行われているかを監督しております。また、取締役及び使用人は、決裁に関する基準等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行しております。
- ・執行役員制度を導入し、日常的な業務執行の権限を執行役員に与えることで、取締役の役割を戦略的意思決定・監督機能に注力させ、業務執行の効率性と業務執行の監督機能の強化を図っております。
- ・当社の取締役が意思決定及び業務執行を効率的に行うことを目的として、経営会議等の会議体を設置し、運用しております。

(e) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等）については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する方針であります。

(f) 監査役への報告に関する体制、及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、重要な会議または委員会に出席しております。
- ・監査役には主要な決裁書類その他の重要書類が回付され、また要請があれば直ちに関係書類・資料等が提供される体制となっております。
- ・監査役は、内部監査担当者よりその監査計画や監査結果の定期報告を受け、内部監査との連携を確保しております。また、監査役は、コンプライアンス委員会より内部通報制度の運用状況の定期報告を受けております。
- ・取締役及び使用人が、監査役への報告または内部通報窓口への通報により、人事評価において不利な取扱いを受けることはなく、また懲戒その他の不利益処分の対象としないことを、社内規程に明示的に定め、教育・研修の機会を通じて周知徹底しております。

(g) 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査費用については、各監査役からの申請に基づき法令に則り当社が負担しております。また、必要に応じて外部の専門家を起用するために要する費用についても、当社が負担しております。
- ・取締役は、監査役監査基準を理解するとともに、監査役監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査役監査の環境整備を行っております。
- ・監査役が代表取締役社長や会計監査人と定期的に情報・意見を交換する機会を設けております。
- ・監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、積極的な意見交換・情報交換を行っております。

ロ)リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク要因を適時に捉え、迅速に経営に反映させることが必要との観点に基づき構築しております。取締役会のほか、経営会議を必要に応じて開催し、リスクに関する重要事項を早期に発見し、リスク管理の進捗状況その他問題点を速やかに把握する体制を整えております。なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザー等と連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動する方針としております。

ハ)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

二)取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任について、累積投票によらない旨定款に定めております。

ホ)監査役の選任の決議要件

当社は、監査役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ヘ)取締役の定数

当社の取締役は、9名以内とする旨定款に定めております。

ト)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に規定する株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ)取締役会決議事項とした株主総会決議事項

(a) 剰余金の配当等の決定機関

当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法定に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(b) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができる環境を整備することを目的として、取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(c) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧 男性 7名 女性 3名 (役員のうち女性の比率30%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長兼CEO	志水 雄一郎	1972年 6月27日生	1996年 4月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社 2012年10月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)入社 2013年 4月 同社 ネットジンザイバンク事業部長 2016年 9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)代表取締役社長兼CEO(現任)	(注) 3	234,600
取締役兼 コーポレート本部長	菊池 烈	1987年 5月10日生	2010年 9月 有限責任監査法人トーマツ入所 2017年10月 公認会計士登録 2018年 7月 当社監査役 2018年12月 当社執行役員兼コーポレート本部長 2019年 6月 当社取締役兼コーポレート本部長(現任)	(注) 3	-
取締役兼 タレント エージェンシー本部長	恒田 有希子	1984年11月 2日生	2007年 4月 株式会社サミーネットワークス入社 2013年 8月 株式会社メタップス入社 2016年10月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)入社 2018年 4月 当社執行役員 2019年 1月 当社執行役員兼タレントエージェンシー本部長 2019年 6月 当社取締役兼タレントエージェンシー本部長(現任)	(注) 3	-
取締役兼 アクセラレーション 本部長	清水 和彦	1982年 6月16日生	2005年 4月 株式会社グローリアス入社 2008年12月 株式会社RSS広告社(現 Fringe81株式会社)入社 2012年 3月 株式会社ウィルグループ入社 2014年10月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)入社 2016年 9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)入社 2018年 4月 当社執行役員 2019年 1月 当社執行役員兼人事本部長 2019年 6月 当社取締役兼人事本部長 2019年 7月 当社取締役兼アクセラレーション本部長(現任)	(注) 3	-
取締役	大原 茂	1968年 8月27日生	1991年 4月 株式会社長谷工コーポレーション入社 1996年 1月 シーガルコーポレーション創業 1999年 1月 有限会社シーガルコーポレーション改組 代表取締役 2000年 2月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)取締役 2006年 3月 同社代表取締役 2014年 6月 株式会社ウィルグループ取締役 2015年 9月 株式会社クリエイティブバンク取締役 2016年 6月 株式会社ウィルグループ代表取締役社長(現任) 株式会社エフエージェィ(現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー)取締役(現任) 株式会社ボーダーリンク取締役(現任) 2016年 9月 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)取締役(現任) 2018年 6月 C4株式会社(現 株式会社ウィルオブ・コンストラクション)代表取締役(現任) 2019年 6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	齋藤 太郎	1972年11月24日生	1995年4月 株式会社電通(現 株式会社電通グループ)入社 2005年5月 株式会社dof設立 取締役 2009年6月 同社代表取締役社長(現任) 2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP(現 株式会社CARTA HOLDINGS)社外取締役(現任) 2017年1月 株式会社CC設立 取締役(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	堀内 雅生	1969年11月13日生	1992年4月 日本インベストメント・ファイナンス株式会社(現 大和企業投資株式会社)入社 1995年4月 株式会社インテリジェンス(現 パーソルキャリア株式会社)入社 1998年3月 株式会社サイバーエージェント社外監査役 2009年4月 株式会社USEN(現 株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS)内部統制室長 2010年5月 税理士登録 2010年12月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)取締役管理本部長 2017年7月 株式会社U-NEXT(現 株式会社USEN-NEXT HOLDINGS)常勤監査役(現任) 2017年12月 株式会社サイバーエージェント社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年6月 株式会社ランディックス社外監査役(現任) 2020年6月 当社社外取締役(現任)	(注) 3	200
常勤監査役	志磨 純子	1964年7月31日生	1987年4月 日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行)入行 1991年10月 大原簿記学校入社 1994年5月 Coopers&Lybrandロンドン事務所入所 2002年10月 明治監査法人(現 アーク有限責任監査法人)入所 2010年3月 同法人代表社員 2016年4月 株式会社コロプラ入社 2018年12月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	-
監査役	秋元 芳央	1972年12月30日生	2000年4月 弁護士登録、あさひ法律事務所(現 西村あさひ法律事務所)入所 2011年10月 グリー株式会社 入社 2014年10月 新樹法律事務所 パートナー 2018年1月 当社社外監査役(現任) 2018年2月 原口総合法律事務所パートナー(現任) 2018年7月 株式会社ギフティ社外監査役(現任) 2019年1月 株式会社ネッチ社外監査役(現任) 2020年3月 株式会社ミラティブ社外監査役(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	澤田 静華	1971年2月11日生	1997年10月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 2001年4月 公認会計士登録 2004年1月 澤田静華公認会計士事務所設立 所長(現任) 2006年7月 株式会社サンブリッジ監査役 2011年7月 税理士登録 2012年3月 株式会社クロス・マーケティング(現 株式会社クロス・マーケティンググループ)監査役 2012年12月 株式会社みんなのウエディング監査役 2016年6月 株式会社ウィルグループ社外監査役 2017年1月 同社常勤社外監査役(現任) 2017年6月 株式会社セントメディア(現 株式会社ウィルオブ・ワーク)監査役(現任) 株式会社エフエージェイ(現 株式会社ウィルオブ・ファクトリー)監査役(現任) 株式会社ボーダーリンク監査役(現任) 株式会社ネットジンザイバンク(現 当社)監査役(現任) 2018年6月 株式会社クリエイティブバンク監査役 2020年6月 株式会社ウィルオブ・コンストラクション監査役(現任)	(注) 4	-
計					234,800

- (注) 1. 取締役齋藤太郎及び堀内雅生は、社外取締役であります。
 2. 監査役志磨純子及び秋元芳央は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は2020年6月18日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 4. 監査役の任期は2019年11月5日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする
 5. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。

職名	氏名
タレントエージェンシーグループ GM	六丸 直樹
テックラボグループ GM	戸村 憲史

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社及び親会社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。さらに、社外取締役のうち、東京証券取引所の規則に定める独立役員の要件を満たすとともに、過去10年以内に親会社の業務執行者でなかった者であり、かつ、将来においてもその独立性が確保される可能性が高い者を独立社外取締役として選任することとしております。当社は社外取締役の機能及び役割の重要性を認識しており、今後も社外取締役の増員に向けた検討と、さらなるコーポレート・ガバナンス強化に取り組んでまいります。

社外取締役である齋藤太郎は、企業経営者としての豊富な経験を有しているだけでなく、特にクリエイティブ領域において多様な知見を有しております。企業経営者としての豊富な経験、上場会社での取締役としての経験に加えて、当社の知名度向上やブランディング戦略に関する有益なアドバイスを通じてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、社外取締役として選任しております。

社外取締役である堀内雅生は、管理部門における長年の業務経験及び上場会社での社外取締役及び監査役としての豊富な経験を有していることから、取締役の職務の執行の監督機能の強化に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任しております。

社外監査役秋元芳央は弁護士として企業法務に関する専門的知見を、社外監査役志磨純子は監査法人勤務経験及び上場企業での内部監査勤務経験があり、監査役としての専門的知見を有しております。当該専門的知見を活かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するために社外監査役として選任しております。

なお、社外取締役堀内雅生は、当社株式を200株(保有割合0.00%)保有しております。この他に当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会又は監査役会を通じて内部監査担当者及び会計監査人との連携状況や監査結果について報告を受けると共に、必要に応じて、会計監査人及び内部監査担当者と連携を図り情報交換を行うことで、ガバナンスの強化、監査の効率性及び実効性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

監査役会監査の状況

当社の監査役会の体制は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成されております。監査役会は取締役会及びその他の会議への出席や、重要書類の閲覧をし、取締役の職務執行及び意思決定についての適正性を監査しております。なお、常勤社外監査役志磨純子は監査法人勤務経験及び上場企業での内部監査勤務経験があり、監査役としての専門的知見を有しております。内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は適時に協議及び意見交換を行い、連携を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役社長が任命する内部監査担当者3名が実施しております。内部監査担当者は、自己の属する部門を除く当社の各部門の監査を内部監査規程及び実施要領に基づいて行い、会社の業務運営が法令、定款、社内規程、経営方針等に従って、適切かつ有効に執行されているか否かについて定期的に監査しております。監査の結果については、代表取締役・取締役会・監査役会等に報告するとともに、指摘事項については改善状況に係るフォローアップ監査を実施してその改善状況の確認を行っております。

また、内部監査担当者、監査役会及び会計監査人は、必要に応じて相互に情報交換・意見交換を行う等連携し、監査の質的向上を図っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査期間

3年間

c. 業務を執行した公認会計士

岩田 亘人

森田 聡

d. 監査業務に係る補助者の構成

補助者の構成は、公認会計士3名、その他3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の業務執行体制・品質管理体制・独立性、監査業務執行の妥当性及び監査報酬の水準等を総合的に勘案の上、三優監査法人が適任であると判断し、選定しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づいて、監査法人の品質管理、監査チームの独立性、監査報酬、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係及び不正リスク等を考慮し、総合的に判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
9,600	-	11,500	1,000

当事業年度の当社における非監査業務の内容は、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査公認会計士より提示された監査計画に基づいた監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえで監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の品質管理体制、独立性及び専門性、報酬見積りの算出根拠等を総合的に勘案した結果、特に問題ないものと判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等に関しては、2019年11月5日開催の臨時株主総会において、取締役については年額200百万円以内と決議されており、監査役については年額40百万円以内と決議されております。

各取締役の報酬額は、固定報酬により構成されており、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、取締役会の決議により一任された代表取締役が、あらかじめ内規で定めた役職別のガイドラインをベースに、各取締役の職責や職務執行の状況、及び会社の業績や経済状況等を考慮し、決定しております。また、各監査役の報酬額は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、監査役会の決議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役 員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプ ション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く)	59,250	59,250	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	8,040	8,040	-	-	3

(注) 上記役員の員数については、無報酬の取締役1名、監査役1名を除いております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

以下の通り、純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に関する方針を定めております。

1. 保有目的

当社は成長産業支援事業の単一セグメントで事業運営しており、主としてスタートアップ企業を対象に人材支援サービスを展開しております。特に成長性の高い企業について、より強固かつ良好な信頼関係を構築し、取引関係の強化を図ることを目的として、資本関係を締結しております。

2. 検証の内容と縮減に関する方針

当社は、政策保有株式について、取締役会にて、1年に1度を目途に、保有する政策保有株式の個別銘柄について、保有目的、取引関係、投資効果、リスク等の観点から当社の企業価値向上に資するかを検証し、保有の継続の是非を判断する方針です。その検証の結果、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合には、原則として順次売却・縮減していく方針で株主として相手企業との必要十分な対話を行う方針です。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合 計額(千円)
非上場株式	2	22,279

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	10,500	取引関係の維持及び強化

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、三優監査法人による監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更を適切に把握し、財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識を有する団体が主催する研修の受講や刊行物の定期購読等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	341,749	816,350
売掛金	90,473	117,872
前払費用	8,491	18,910
その他	2,371	323
流動資産合計	443,087	953,456
固定資産		
有形固定資産		
建物	28,080	31,155
減価償却累計額	1,812	3,676
建物(純額)	26,268	27,478
工具、器具及び備品	5,954	9,410
減価償却累計額	2,607	4,040
工具、器具及び備品(純額)	3,347	5,370
有形固定資産合計	29,616	32,849
無形固定資産		
ソフトウェア	9,281	7,106
商標権	286	231
無形固定資産合計	9,568	7,338
投資その他の資産		
投資有価証券	22,579	61,782
繰延税金資産	24,260	28,684
敷金及び保証金	47,501	46,512
投資その他の資産合計	94,341	136,980
固定資産合計	133,525	177,168
資産合計	576,612	1,130,624

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
未払金	63,069	73,718
未払費用	12,613	14,874
未払法人税等	71,515	55,106
未払消費税等	35,546	36,544
前受金	1,800	-
預り金	12,587	11,874
賞与引当金	22,256	49,018
紹介収入返金引当金	4,113	6,897
流動負債合計	223,502	248,032
負債合計	223,502	248,032
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,000	178,192
資本剰余金		
資本準備金	15,000	178,192
資本剰余金合計	15,000	178,192
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	322,446	525,542
利益剰余金合計	322,446	525,542
株主資本合計	352,446	881,927
新株予約権	663	664
純資産合計	353,109	882,591
負債純資産合計	576,612	1,130,624

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,045,083	1,262,890
売上原価	177,432	184,260
売上総利益	867,651	1,078,629
販売費及び一般管理費	2,596,134	2,769,841
営業利益	271,516	308,787
営業外収益		
受取賃借料	2,075	1,830
受取利息	1	3
その他	515	105
営業外収益合計	2,592	1,938
営業外費用		
上場関連費用	-	14,943
投資事業組合運用損	-	7,046
投資有価証券売却損	-	939
その他	97	-
営業外費用合計	97	22,928
経常利益	274,010	287,797
特別損失		
固定資産除却損	-	3,357
特別損失合計	-	357
税引前当期純利益	274,010	287,440
法人税、住民税及び事業税	88,202	88,767
法人税等調整額	6,294	4,423
法人税等合計	81,908	84,343
当期純利益	192,102	203,096

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
経費		177,432	100.0	184,260	100.0
当期売上原価		177,432	100.0	184,260	100.0

() 主な内訳は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
支払手数料 (千円)	177,432	178,667
外注費 (千円)	-	5,592

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	15,000	15,000	15,000	130,343	130,343	160,343	661	161,004
当期変動額								
当期純利益				192,102	192,102	192,102		192,102
新株の発行								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							2	2
当期変動額合計	-	-	-	192,102	192,102	192,102	2	192,105
当期末残高	15,000	15,000	15,000	322,446	322,446	352,446	663	353,109

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	15,000	15,000	15,000	322,446	322,446	352,446	663	353,109
当期変動額								
当期純利益				203,096	203,096	203,096		203,096
新株の発行	163,192	163,192	163,192			326,384		326,384
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							0	0
当期変動額合計	163,192	163,192	163,192	203,096	203,096	529,481	0	529,482
当期末残高	178,192	178,192	178,192	525,542	525,542	881,927	664	882,591

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	274,010	287,440
減価償却費	4,817	6,032
賞与引当金の増減額(は減少)	1,983	26,761
紹介収入返金引当金の増減額(は減少)	234	2,784
受取利息	1	3
上場関連費用	-	14,943
固定資産除却損	-	357
投資事業組合運用損益(は益)	-	7,046
売上債権の増減額(は増加)	8,070	33,190
未払金の増減額(は減少)	7,706	9,518
未払費用の増減額(は減少)	1,189	2,260
前受金の増減額(は減少)	393	1,800
預り金の増減額(は減少)	4,196	712
未払消費税等の増減額(は減少)	31,307	997
その他	5,033	3,005
小計	292,099	325,440
利息の受取額	1	3
法人税等の支払額	33,392	115,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	258,708	209,827
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	31,746	8,452
無形固定資産の取得による支出	7,884	-
投資有価証券の取得による支出	10,800	40,500
敷金及び保証金の回収による収入	6,574	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	43,857	48,952
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	-	312,925
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	702
新株予約権の発行による収入	116	98
財務活動によるキャッシュ・フロー	116	313,725
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	214,967	474,600
現金及び現金同等物の期首残高	126,782	341,749
現金及び現金同等物の期末残高	341,749	816,350

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物 定額法

工具、器具及び備品 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 紹介収入返金引当金

当社は、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、紹介先企業から收受した紹介手数料の一定割合を契約に基づき返金する制度を設けております。当該返金による支払に備えるため、売上高に過去の返金実績率を乗じた金額を、売上高より控除する方法により計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、評価中であります。

(表示方法の変更)

(有価証券明細表)

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

1 売上高から控除されている引当金繰入額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
紹介収入返金引当金繰入額	2,475千円	4,362千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度72.1%、当事業年度72.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度27.9%、当事業年度28.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	50,690千円	67,290千円
給料及び手当	263,586	314,562
法定福利費	48,768	64,841
賞与引当金繰入額	22,256	49,018
地代家賃	56,720	56,669
減価償却費	4,817	6,032

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
工具、器具及び備品	- 千円	357千円
計	- 千円	357千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,890	-	-	4,890
合計	4,890	-	-	4,890

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	553
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	110
合計	-	-	-	-	-	663

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)(注)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,890	3,132,110	-	3,137,000
合計	4,890	3,132,110	-	3,137,000

(注) 発行済株式数の増加は、株式分割(1株につき600株の割合で分割)により2,929,110株、新規上場に伴う公募増資により200,000株、新株予約権の行使により3,000株増加したものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	469
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	96
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	-	-	-	-	-	98
合計	-	-	-	-	-	664

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	341,749千円	816,350千円
現金及び現金同等物	341,749	816,350

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金は主に自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、取引先企業との連携強化に関連する株式等であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレート本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性のリスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（（注）2. 参照）。

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	341,749	341,749	-
(2) 売掛金	90,473	90,473	-
資産計	432,223	432,223	-
(3) 未払金	63,069	63,069	-
(4) 未払法人税等	71,515	71,515	-
(5) 未払消費税等	35,546	35,546	-
負債計	170,132	170,132	-

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	816,350	816,350	-
(2) 売掛金	117,872	117,872	-
資産計	934,222	934,222	-
(3) 未払金	73,718	73,718	-
(4) 未払法人税等	55,106	55,106	-
(5) 未払消費税等	36,544	36,544	-
負債計	165,368	165,368	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
非上場株式	11,779	22,279
組合出資金	10,800	33,711
新株予約権	-	5,792
敷金及び保証金	47,501	46,512

非上場株式、組合出資金及び新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

敷金及び保証金については、償還予定が合理的に見積もれず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額
 前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	341,749	-	-	-
売掛金	90,473	-	-	-
合計	432,223	-	-	-

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	816,350	-	-	-
売掛金	117,872	-	-	-
合計	934,222	-	-	-

（有価証券関係）

前事業年度（2019年3月31日）

その他有価証券である非上場株式（貸借対照表計上額 11,779千円）及び組合出資金（貸借対照表計上額 10,800千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（2020年3月31日）

その他有価証券である非上場株式（貸借対照表計上額 22,279千円）、組合出資金（貸借対照表計上額 33,711千円）及び新株予約権（貸借対照表計上額 5,792千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る当初の資産計上額及び科目名

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金	116千円	98千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社使用人 24名	当社使用人 22名	当社使用人 15名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 662,400株	普通株式 36,000株	普通株式 25,200株
付与日	2017年10月18日	2018年7月17日	2019年4月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年7月1日 至 2027年6月30日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日	自 2020年7月1日 至 2027年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	554,400	34,200	-
付与	-	-	25,200
失効	81,600	4,200	-
権利確定	472,800	-	-
未確定残	-	30,000	25,200
権利確定後 (株)			
前事業年度末	-	-	-
権利確定	472,800	-	-
権利行使	3,000	-	-
失効	-	-	-
未行使残	469,800	-	-

(注) 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
権利行使価格 (注) (円)	234	234	250
行使時平均株価 (円)	1,467	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注) 2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っており、分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの付与時において、当社株式は非上場であったため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、DCF方式により算出した価格を基礎として決定しております。その結果、単位当たりの本源的価値はゼロとなるため、Stock・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の行使数のみを反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額 669,496千円

(2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 3,699千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	7,698千円	15,009千円
紹介収入返金引当金	1,422	2,111
未払事業税	7,717	2,711
未払金	3,456	2,845
未払費用	1,235	2,896
一括償却資産	1,377	2,107
その他	1,350	3,009
繰延税金資産小計	24,260	30,691
評価性引当額	-	2,007
繰延税金資産合計	24,260	28,684
繰延税金資産の純額	24,260	28,684

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年 3月31日)	当事業年度 (2020年 3月31日)
法定実効税率	34.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	-
住民税均等割	0.1	-
税額控除	4.7	-
その他	0.3	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9	-

(注) 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

2020年3月の上場に際して行われた公募増資の結果、当社の資本金が増加したことに伴い、外形標準課税が適用されることになりました。

これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率は、従来の34.6%から2020年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%となりました。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は3,719千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社は、本社等オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社は、本社等オフィスの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、成長産業支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社メルカリ	108,276

(注) 当社は、成長産業支援事業の単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報 (単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社オクト	129,702

(注) 1 当社は、成長産業支援事業の単一セグメントとしているため、関連するセグメント名は記載を省略しております。

2 株式会社オクトは2020年5月13日、株式会社アンドパッドに社名変更しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社ウィルグループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	120.12円	281.14円
1株当たり当期純利益金額	65.47円	68.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-円	59.83円

- (注) 1. 当社は2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
2. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であったため期中平均株価が把握できず、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(千円)	192,102	203,096
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	192,102	203,096
普通株式の期中平均株式数(株)	2,934,000	2,944,998
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	449,302
(うち新株予約権(株))	-	449,302
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類(新株予約権の数981個)。	-

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、2020年6月15日開催の取締役会において、次のとおり資金の借入について決議しました。
借入の概要は以下のとおりであります。

資金用途：運転資金

借入先：株式会社三菱UFJ銀行

借入金額：200,000千円

借入金利：固定金利

借入実行予定日：2020年6月30日

借入期間：3年

担保の有無：無担保、無保証

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	28,080	3,075	-	31,155	3,676	1,864	27,478
工具、器具及び備品	5,954	4,318	862	9,410	4,040	1,938	5,370
有形固定資産計	34,035	7,393	862	40,566	7,717	3,802	32,849
無形固定資産							
ソフトウェア	10,875	-	-	10,875	3,768	2,175	7,106
商標権	545	-	-	545	313	54	231
無形固定資産計	11,420	-	-	11,420	4,082	2,229	7,338

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	22,256	49,018	22,256	-	49,018
紹介収入返金引当金	4,113	6,897	1,578	2,534	6,897

(注) 紹介収入返金引当金の「当期減少額(その他)」欄の2,534千円は、洗替えによる戻入額です。

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する敷金及び保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上する方法を採用しているため、該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
普通預金	816,350
小計	816,350
合計	816,350

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
(株)オクト	12,299
(株)エクサウィザーズ	10,857
スマートニュース(株)	10,191
(株)プレイド	6,320
SHOWROOM(株)	6,050
その他	72,153
合計	117,872

(注) (株)オクトは2020年5月13日、(株)アンドパッドに社名変更しております。

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
90,473	1,380,527	1,353,129	117,872	92.0%	27.6

固定資産

ハ．投資有価証券

種類	銘柄	金額(千円)
株式	スマートニュース(株)	11,779
	(株)A.L.I.Technologies	10,500
その他	エナジーテック投資事業有限責任組合	3,711
	千葉道場2号投資事業有限責任組合	30,000
	(株)PKSHA Technology 新株予約権	5,792
合計		61,782

二．敷金及び保証金

相手先	金額（千円）
住友不動産㈱	46,512
合計	46,512

流動負債
 イ．未払金

相手先	金額(千円)
(株)ビズリーチ	22,111
エン・ジャパン(株)	3,218
(株)リクルート	2,576
(株)東京証券取引所	1,590
(株)ハッチ	1,327
その他	42,893
合計	73,718

ロ．未払法人税等

区分	金額(千円)
未払法人税等	55,106
合計	55,106

ハ．未払消費税等

区分	金額(千円)
未払消費税等	36,544
合計	36,544

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	903,805	1,262,890
税引前四半期(当期)純利益(千円)	-	-	244,611	287,440
四半期(当期)純利益(千円)	-	-	159,601	203,096
1株当たり四半期(当期)純利益(円)	-	-	54.40	68.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益(円)	-	-	18.92	14.77

- (注) 1. 当社は、2020年3月13日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。
2. 当社は、2019年11月5日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日 毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL： https://forstartups.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

2020年2月6日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

2020年2月25日及び2020年3月4日関東財務局長に提出。

2020年2月6日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月18日

フォースタートアップス株式会社
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所

指定社員 公認会計士 岩田 亘人
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森田 聡
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているフォースタートアップス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォースタートアップス株式会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。